う。）が整備し、平成 n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

R_{15} ＝ 0.012

R_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

R_{17} ＝ 0.010

R_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.026

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.015

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.015

R_{19} ＝ 0.010

R_{20} ＝ 0.012

R_{21} ＝ 0.012

R_{22} ＝ 0.011

R_{23} ＝ 0.011

R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027

R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

R_{26} ＝ 0.012

R_{27} ＝ 0.000

う。）が整備し、平成 n 年度において供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額（当該地方公共団体が当該施設を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額）として当該地方公共団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額

R_{15} ＝ 0.012

R_{16}　ア　高知県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.023

イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.012

R_{17} ＝ 0.010

R_{18}　ア　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.031

イ　北海道に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.018

ウ　山梨県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.024

エ　兵庫県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.018

R_{19} ＝ 0.012

R_{20} ＝ 0.012

R_{21} ＝ 0.012

R_{22} ＝ 0.011

R_{23} ＝ 0.011

R_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.011

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.016

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.027

R_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

R_{26} ＝ 0.012

R_{27} ＝ 0.000